資料８

**大阪都市計画局の議会出席について**

**◇府・市の議会日程が重なった場合の対応** 〔局長（市）、技監（府）〕

●局長は、次の順で出席することとし、各会議等への対応については、下記の具体例のとおりとする。

**①府議会本会議、②市会本会議、③府議会委員会、④市会委員会**

≪具体例≫

**【 本 会 議 】**

(1) **府議会 本会議 と 市会 本会議 が重なった場合**

**○局長は府議会本会議に出席**（市会本会議は欠席扱い）

〇市会本会議で答弁が必要な場合は、府技監が行う。

(2) **府議会 本会議 と 市会 委員会 が重なった場合**

**○局長は府議会本会議に出席**

○市会委員会は、府技監以下の職員で対応

**【委員会】**

(1) 府議会 委員会 と 市会 本会議 が重なった場合

**○局長は市会本会議に出席**

○府議会委員会は、府技監以下の職員で対応

(2) 府議会 委員会 と 市会 委員会 が重なった場合

**○局長は府議会委員会に出席**

○市会委員会は、府技監以下の職員で対応